



熊本県公報

第13402号
令和7年(2025年)
1月28日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○令和7年度(2025年度)豚熱ワクチン(50頭分)の購入単価契約に係る一般競争入札の参加資格等	(畜産課) 1
○指定自立支援医療機関の名称変更	(障がい者支援課) 2
○指定自立支援医療機関の指定	() 2
○道路の供用開始	(道路保全課) 2
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 3
○登録喀痰吸引等事業者の登録	(高齢者支援課) 3
公 告	
○令和7年度(2025年度)豚熱ワクチン(50頭分)の購入単価契約に係る一般競争入札の実施	(畜産課) 3
○令和5年度(2023年度)熊本県情報公開条例の運用状況	(県政情報文書課) 7
○熊本都市計画地区計画(中野地区地区計画)の決定(合志市決定)	(都市計画課) 10
○農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課) 11
登 載 依 頼	
○令和6年度(2024年度)芦北地域保健医療推進協議会の開催	(芦北地域保健医療推進協議会) 11
○令和6年度(2024年度)熊本県がん対策推進会議の開催	(がん対策推進会議) 11
○令和6年度(2024年度)第5回熊本県行政文書等管理委員会の開催	(行政文書等管理委員会) 12
○熊本県農業振興促進審議会の開催	(農業振興促進審議会) 12
○熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気(高圧)に係る一般競争入札の参加資格等	(警察本部会計課) 13
○熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気(高圧)に係る一般競争入札の実施	() 13
○熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気(低圧)に係る一般競争入札の参加資格等	() 17
○熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気(低圧)に係る一般競争入札の実施	() 18
○全長15センチメートル以下のマダイの採捕禁止	(天草不知火海区漁業調整委員会) 22
○しいらづけ周辺での釣り漁業等の禁止	() 22
○運転免許申請自動受付機改修業務委託契約に係る相手方の決定	(警察本部運転免許課) 22

告 示

熊本県告示第51号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和7年(2025年)1月28日

熊本県知事 木 村 敬

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称

【畜産課】令和7年度(2025年度)豚熱ワクチン(50頭分)

(2) 契約の種類

単価契約

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格

を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格申請書の受付期間
公告の日から令和7年（2025年）2月14日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和9年（2027年）3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続き
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和8年（2026年）9月1日から令和8年（2027年）10月31日（熊本県の休日定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県告示第52号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。
令和7年（2025年）1月28日

熊本県知事 木 村 敬

（精神通院医療）

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
海のみえるココロの病院	医療機関の名称変更	みずほ病院	海のみえるココロの病院	令和6年（2024年）12月1日

熊本県告示第53号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。
令和7年（2025年）1月28日

熊本県知事 木 村 敬

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
ツツミ薬局 阿蘇郡高森町高森1990-1	令和7年（2025年）1月1日
あまてらす訪問看護ステーションプラス 菊池郡菊陽町久保田2885-6ありえすエイトB	令和7年（2025年）1月1日

熊本県告示第54号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和7年（2025年）1月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年（2025年）1月28日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 道路の種類、路線名及び供用

開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	津留鹿本線	山鹿市久原字底原 5 1 2 6 番 1 地先から 同所 5 0 6 7 番 1 地先まで	184.7	活力創出 基盤交付 金

2 供用を開始する期日 令和7年（2025年）1月28日

熊本県告示第55号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和7年（2025年）1月28日

熊本県知事 木 村 敬

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字大川内字村前263番2、字村上平1241番81

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字村前263番2・字村上平1241番81（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第56号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和7年（2025年）1月28日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称 及び住所	事業所の名称 及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの 種類
株式会社オフィスひかり野 熊本市北区打越町33番91号	定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護ステーションひかり野Ⅲ 熊本市北区八景 水谷一丁目24 番26号	431100470	令和7年（2025年）1月20日	定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護
株式会社オフィスひかり野 熊本市北区打越町33番91号	デイサービスひかり野 熊本市北区八景 水谷一丁目31 番16号	431100471	令和7年（2025年）1月20日	通所介護

公 告

熊本県公告第49号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）1月28日

熊本県知事 木 村 敬

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品の名称
【畜産課】令和7年度(2025年度)豚熱ワクチン(50頭分)
- (2) 調達物品に係る発注・契約担当部局
熊本県農林水産部生産経営局畜産課衛生防疫班(熊本県庁行政棟本館8階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 調達物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 契約の種類
単価契約
- (5) 調達物品の内容
【畜産課】令和7年度(2025年度)豚熱ワクチン(50頭分)の購入単価契約仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (6) 納入期間
令和7年(2025年)4月1日(火)から令和8年(2026年)3月6日(金)まで
- (7) 物品納入場所
熊本県中央家畜保健衛生所(熊本市南区城南町沈目1666-1)
熊本県城北家畜保健衛生所(山鹿市鹿本町御宇田198-5)
熊本県阿蘇家畜保健衛生所(阿蘇市一の宮町宮地2639-1)
熊本県城南家畜保健衛生所(人吉市蟹作町1237-1)
熊本県天草家畜保健衛生所(天草市本渡町本戸馬場1706-3)
- (8) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (9) 入札金額
入札金額は、仕様書に記載する契約物品の1本当たりの単価とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (10) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (11) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
公告の日から令和7年(2025年)2月14日(金)午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
 - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の

- 申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 販売業の許可
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に定める動物用医薬品販売業の許可を受けていること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、競争入札参加資格確認申請書を提出すること。
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、競争入札参加資格確認申請書をPDF形式で、電子入札システムにより提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請書は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、競争入札参加資格確認申請書を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和7年（2025年）2月28日（金）午後5時まで
- (4) 提出先
1(3)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年（2025年）2月28日（金）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年（2025年）3月13日（木）まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札による入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から、令和7年（2025年）3月12日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和7年（2025年）3月13日（木）午前10時
(イ) 場所 1(3)の入札担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和7年（2025年）3月12日（水）（必着）までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとする。
- (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換

- え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札
- イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札
- オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)の電子入札システムによる入札期間内とする。
1(3)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア 入札金額の総額と単価の取り違い
イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1本当たりの単価）に年間購入予定数量（16,690本）を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア 納付期限 (3)の申出期限
イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県農林水産部生産経営局畜産課衛生防疫班
電話番号 096-333-2402
ファックス番号 096-381-7611
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580

エ ファックス番号 096-381-9010
電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455

- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased:
The contract of unit price for classical swine fever vaccines (50 dose)
- (2) Delivery period:
From April 1st, 2025 to March 6th, 2026
- (3) Delivery Place:
Central Kumamoto Livestock Sanitation Center, and other 4 Kumamoto Livestock Sanitation Center
1666-1 Shizume, Jonan Town, Minami-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture, 861-4215. Japan, and other 4 Kumamoto Livestock Sanitation Center
- (4) Date and Place for tender:
Date: March 13th, 2025 10:00 am
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:
Livestock Division, Production Management Bureau, Department of Agriculture, Forestry and Fisheries,
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2402
- (6) Time-limit for tender by mail (Registered only):
Tender must arrive no later than March 12th, 2025
- (7) Other:
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第50号

熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）第36条及び審議会等の会議の公開に関する指針（平成10年熊本県告示第826号）第7（2）の規定により、令和5年度（2023年度）における同条例及び同指針の運用状況を次のとおり公表する。

令和7年（2025年）1月28日

熊本県知事 木 村 敬

令和5年度(2023年度)情報公開条例の運用状況**1 行政文書開示請求等に対する決定等の状況**

令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までの1年間に受理した開示請求及び開示申出に係る決定等の状況は次のとおりである。

(単位:件)

区 分	開示請求・開示申出に対する決定等件数	開示請求・開示申出に対する決定等の内容					
		全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	処理中
開示請求	858 (627)	257 (187)	305 (248)	16 (12)	137 (77)	143 (103)	0 (0)
開示申出	11 (17)	1 (5)	3 (2)	0 (0)	2 (4)	5 (6)	0 (0)
合 計	869 (644)	258 (192)	308 (250)	16 (12)	139 (81)	148 (109)	0 (0)

＊ ()内の数字は、令和4年度(2022年度)の状況。

＊ 「開示申出」とは、条例では開示請求の対象となっていない条例施行前の文書などについて、任意的開示を求める申出をいう。

＊ 「全部開示」とは、開示請求・開示申出に係る行政文書の全部を開示すると決定したもの。

＊ 「部分開示」とは、開示請求・開示申出に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合に、その不開示情報部分を除いた部分を開示すると決定したもの。

＊ 「不開示」とは、開示請求・開示申出に係る行政文書の全部を開示しない又は行政文書の存否を明らかにしない決定をしたもの。

＊ 「不存在」とは、開示請求・開示申出に係る行政文書を保有していないため、不存在による不開示と決定したもの。

＊ 「取下げ」とは、開示請求・開示申出に係る行政文書が一般に情報提供されている資料である場合等に、請求者が請求を取り下げたもの。

＊ 「処理中」とは、令和5年度(2023年度)に受理した開示請求・開示申出のうち、運用状況の公表日現在も処理が継続しており、未決定のもの。

2 行政文書開示請求等に対する実施機関別の決定等の状況

(単位:件)

実施機関名	開示請求に対する決定 等件数	開示請求に対する決定等の内容						開示申出に対する決定 等件数	開示申出に対する決定等の内容					
		全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	処理中		全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	処理中
知事														
知事公室	11	4	2	1	2	2								
総務部	31	7	11	2	4	7		1					1	
企画振興部	19	3	10	1	2	3								
健康福祉部	64	8	13	1	9	33		3		1		2		
環境生活部	89	18	25	7	31	8		1					1	
商工労働部	21	8	2		6	5		1	1					
観光戦略部	8		6		1	1		1					1	
農林水産部	74	27	11	2	15	19								
土木部	113	61	12		11	29		1					1	
事 出納局														
企業局	4	3				1								
地域振興局	143	67	53		5	18		2		2				
小 計	577	206	145	14	86	126		10	1	3		2	4	
議会														
教育委員会	117	25	69		8	15		1					1	
選挙管理委員会	21	4	11		6									
人事委員会	1				1									
監査委員														
公安委員会														
警察本部長	131	19	77	2	31	2								
労働委員会	1				1									
収用委員会														
熊本県有明海区漁業調整委員会														
天草不知火海区漁業調整委員会														
内水面漁場管理委員会														
病院事業の管理者	8	1	3		4									
公立大学法人熊本県立大学														
熊本県道路公社	2	2												
合 計	858	257	305	16	137	143		11	1	3		2	5	

3 行政文書開示請求に対する決定についての行政不服審査法による
不服申立ての状況

(単位:件)

不服申立ての件数		申立てに対する決定等の内容 (令和5年度(2023年度)中の決定等)					
令和4年度 (2022年度)末現在 審理継続中のもの	令和5年度 (2023年度)中の 申立て	決 定				取下げ	令和5年度 (2023年度)末現在 未決定のもの
		却下	棄却	一部認容	認容		
81件(5人)	15件(7人)	0	4	2	0	0	90件(9人)

4 情報プラザにおける情報提供の状況

行政資料のコピーサービス利用状況	件 数	863 件
	枚 数	28,341 枚
行政資料の有償頒布の状況	件 数	260 件
	冊 数	425 冊

5 審議会等の公開の状況

(1) 審議会等の公開・非公開についての方針の決定状況

指針※の対象となる 審議会等の総数	方針の決定状況			
	公開	一部公開	非公開	未決定
154 (152)	63 (65)	45 (41)	37 (37)	9 (9)

※…「審議会等の会議の公開に関する指針」

(2) 会議の公開の状況

① 令和5年度(2023年度)に会議を開いた審議会等の数 120(113)

② ①の開催回数及び公開状況

開催回数	公開	一部公開	非公開	開催したうち 現地審議等を行ったもの
536回 (482)	151回 (112)	44回 (29)	341回 (341)	0 (0)

③ 公開又は一部公開した会議の傍聴人数 83人(82人)

※ 「審議会等」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、県の事務について調停、審査、審議又は調査等を行うために設置された附属機関及びこれに類するものをいう。

※ ()内の数字は、令和4年度(2022年度)の状況。

熊本県公告第51号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により合志市から熊本都市計画地区計画（中野地区地区計画）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和7年（2025年）1月28日

熊本県知事 木村 敬

熊本県公告第52号
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。
令和7年（2025年）1月28日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
赤木 二三也	南関町	河野 泰貴	福岡県みやま市	玉名郡南関町大字小原字四ツ山2071
赤木 二三也 （亡）赤木 美昭	南関町	河野 泰貴	福岡県みやま市	玉名郡南関町大字小原字四ツ山2065ほか1筆
糸田 桂一	美里町	高田 浩幸	美里町	下益城郡美里町永富字中表田495－1ほか3筆

2 認可年月日
令和7年（2025年）1月20日

登 載 依 頼

芦北地域保健医療推進協議会公告第1号
令和6年度（2024年度）芦北地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。
令和7年（2025年）1月28日

芦北地域保健医療推進協議会

- 開催日時
令和7年（2025年）2月4日（火）午後2時から午後4時まで
- 開催場所
水俣市立総合体育館 1階会議室A・B（熊本県水俣市中央公園1番地）
- 議題
(1) 令和6年度（2024年度）芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の報告について
(2) 第8次熊本県保健医療計画及び同計画芦北圏域編の取組状況等について
(3) その他
- 傍聴者定員
10人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 問合せ先
熊本県水俣市八幡町3丁目2番7号
芦北地域保健医療推進協議会事務局（熊本県水俣保健所総務企画課）
（電話0966－63－4104）

熊本県がん対策推進会議公告第1号
令和6年度熊本県がん対策推進会議を次のとおり開催する。
令和7年（2025年）1月28日

熊本県がん対策推進会議

- 開催日時
令和7年（2025年）2月3日（月曜日）
午後6時から午後7時30分まで
- 開催場所
熊本県熊本市中央区本荘1丁目1－1
熊本大学病院 管理棟3階 第二会議室
- 議題
(1) 第4次熊本県がん対策推進計画の進行管理等について
(2) その他
- 傍聴者の定員

- 5 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続きは先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 企画・がん対策班
(電話096-333-2208)

熊本県行政文書等管理委員会公告第5号

令和6年度(2024年度)第5回熊本県行政文書等管理委員会を次のとおり開催する。

令和7年(2025年)1月28日

熊本県行政文書等管理委員会会長 澤 田 道 夫

- 1 開催日時
令和7年(2025年)2月4日(火)
午後3時から(1時間程度)
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題
(1) 令和5年度点検実施状況結果に係る報告について(報告)
(2) 令和5年度実施監査結果に係る報告について(報告)
(3) 行政(法人)文書管理状況及び行政文書ファイル管理簿の公表について(令和4年度分)(報告)
(4) その他
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
(3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課(電話096-333-2061)

熊本県農業振興促進審議会公告第1号

令和6年度(2024年度)第1回熊本県農業振興促進審議会の会議を次のとおり開催する。

令和7年(2025年)1月28日

熊本県農業振興促進審議会

- 1 開催日時
令和7年(2025年)2月5日(水)
午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺公園28番51号
ホテル熊本テルサ 3階 たい樹
- 3 議題
(1) 市町村の農業振興地域整備計画の変更について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従って会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 連絡先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県農業振興促進審議会事務局(熊本県農林水産部農村振興局農村計画課農地農振室農振班)
(電話096-333-2365 ダイヤルイン)

熊本県警察本部告示第1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和7年（2025年）1月28日

熊本県警察本部長 宮 内 彰 久

- 1 競争入札に付する事項
熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気（高圧）
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和7年（2025年）2月5日（水）午後5時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和9年（2027年）3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和8年（2026年）9月1日から令和8年（2026年）10月31日（熊本県の休日）を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県警察本部公告第2号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）1月28日

熊本県警察本部長 宮 内 彰 久

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品名
熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気（高圧）
 - (2) 使用予定電力量（2年間）
13,639,552 kWh
 - (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局
熊本県警察本部警務部会計課施設装備室管財・管理係（熊本県庁警察棟3階）
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (4) 調達物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (5) 調達物品の内容
高圧電力供給仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (6) 調達期間（供給期間）
令和7年（2025年）4月1日（火）から令和9年（2027年）3月31日（水）まで
 - (7) 供給場所
仕様書に示す「供給場所一覧」のとおり
 - (8) 契約の種類
単価契約
 - (9) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者に

ついては、公告後、次のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札の承認を受ける期間内に、熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
 ア 入札参加者側である電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
 ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

- (10) 入札金額
 入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、入札説明書に示す内訳書を添付する。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

- (11) 入札金額の積算方法
 ア 入札金額は、力率100パーセントのもとで使用する調達期間における基本料金、従量料金及び割引又は割増料金の総額であり、内訳書において、基本料金、電力量料金の単価及び割引又は割増料金等の算出方法が明らかとすること。ただし、入札金額には、燃料費等調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に關する特別措置法に基づく賦課金（再生可能エネルギー発電促進賦課金）は含まないものとする。

イ 基本料金の単価は、1月につき契約電力1kWに対する「力率割引及び割増」適用前の単価とする。

ウ 従量料金の単価は、使用電力量1kWhに対する単価とする。

エ 各契約単価及び割引又は割増料金の算出方法は、落札者が添付した内訳書に記載されたものとする。

オ 内訳書に記載する電気料金は、円未満を切り捨てること。

- (12) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

- (13) 最低制限価格の設定
 この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち、業務区分が「物品」に登録されている者であること。
 なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要となるときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和7年（2025年）2月5日（水）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者としての登録を行っている者であること。

- (3) 令和4年（2022年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.438キログラム以下であること。

なお、令和5年（2023年）4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業者又は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者にあつては、入札説明書に基づき算定した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.438キログラム以下であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再

- 生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力密接関係者であるとき。
- イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。
- エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利するなどしているとき。
- オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- ※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。
- ※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。
- ※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。
- (7) 熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- ### 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
- この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ 2(3)に係る二酸化炭素排出係数の確認書類（国に提出した書類の写し等）
- ウ 2(6)に係る役員等一覧
- (2) 提出方法
- 電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
- 公告の日から令和7年（2025年）2月17日（月）午後5時まで
- (4) 提出先
- 1(4)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
- 電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- ### 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
- 1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年（2025年）2月17日（月）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
- 入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年（2025年）3月13日（木）まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
- 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年（2025年）3月12日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 令和7年（2025年）3月13日（木）午前10時
- (イ) 場所 1(4)の入札担当部局
- (ウ) 入札書の提出方法
- くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）、及び入札説明書に示す内訳書を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和7年（2025年）3月12日（水）（必着）までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付すること

- とする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(7)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3)イ(4)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数、再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札
イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
カ 有効な内訳書が添付されていない入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア 入札金額の総額と単価の取り違い
イ 入札金額の単位の誤り
- (8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア 納付期限 (3)の申出期限

- イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の調達内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県警察本部警務部会計課施設装備室管財・管理係
電話番号 096-381-0110（内線2262）
ファックス番号 096-381-9341
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 入札手続き（紙入札移行承認等）に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- エ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Consignment
Electricity for two years about 13,639,552kWh(kilowatt-hour) to be used
For Buildings which Kumamoto Police Headquarters manages
- (2) Date and Place for tender
Date: March 13th, 2025, 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Kumamoto Prefectural Police Headquarters, Police Administration Department,
Property Management Division
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8610, Japan
Phone: 096-381-0110(2262)
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県警察本部告示第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和7年（2025年）1月28日

熊本県警察本部長 宮内 彰久

- 1 競争入札に付する事項
熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気（低圧）
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

- 熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和7年(2025年)2月5日(水)午後5時までとする。ただし、
受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に
間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和9年(2027
年)3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査
申請の受付を令和8年(2026年)9月1日から令和8年(2026年)10月3
1日(熊本県の休日定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号
に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県警察本部公告第3号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め
る政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年(2025年)1月28日

熊本県警察本部長 宮内 彰 久

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名
熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気(低圧)
- (2) 使用予定電力量(2年間)
- | | | |
|---|-----------|--------------|
| ア | 低圧電力相当契約 | 510, 368 kWh |
| イ | 従量電灯B相当契約 | 989, 262 kWh |
| ウ | 従量電灯C相当契約 | 697, 500 kWh |
| エ | 深夜電力B相当契約 | 6, 906 kWh |
- (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局
熊本県警察本部警務部会計課施設装備室管財・管理係(熊本県庁警察棟3階)
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 調達物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 調達物品の内容
電気(低圧)供給仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (6) 調達期間(供給期間)
令和7年(2025年)4月の検針日から令和9年(2027年)4月の検針日の
前日まで
- (7) 供給場所
- | | |
|---|--------------------------------------|
| ア | 低圧電力相当は、仕様書に示す「低圧電力相当契約供給場所一覧」のとおり |
| イ | 従量電灯B相当は、仕様書に示す「従量電灯B相当契約供給場所一覧」のとおり |
| ウ | 従量電灯C相当は、仕様書に示す「従量電灯C相当契約供給場所一覧」のとおり |
| エ | 深夜電力B相当は、仕様書に示す「深夜電力B相当契約供給場所一覧」のとおり |
- (8) 契約の種類
単価契約
- (9) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札
による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者に
ついては、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札
システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提
出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉
塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、入札説明書に示す内訳書及び契
約種別毎内訳明細書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の
100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるとき
は、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及
び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契
約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年

熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。

(12) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平

[illegible]

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期

公告の日から令和7年（2025年）2月5日（水）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和7年(2025年)2月17日(月)午後5時まで

(4) 提出先

1(4)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)2月17日(月)午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)3月13日(木)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年(2025年)3月12日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和7年(2025年)3月13日(木)午前10時

(イ) 場所 1(4)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)、及び入札説明書に示す内訳書及び契約種別毎内訳明細書を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和7年(2025年)3月12日(水)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書、内訳書及び契約種別毎内訳明細書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書、内訳書及び契約種別毎内訳明細書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとする。

(6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

- オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
 カ 有効な内訳書及び契約種別毎内訳明細書が添付されていない入札
- (7) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 入札金額の錯誤
 入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
 1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
 ア 入札金額の総額と単価の取り違い
 イ 入札金額の単位の誤り
- (9) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金
 免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
 要
- (2) 契約の締結期限
 落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び使用予定電力量を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
 ア 納付期限 (3)の申出期限
 イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の調達内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
 熊本県警察本部警務部会計課施設装備室管財・管理係
 電話番号 096-381-0110（内線2263）
 ファックス番号 096-381-9341
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
 熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
- ウ 入札手続き（紙入札移行承認等）に関すること。
 熊本県出納局管理調達課調達班
 電話番号 096-333-2580
 ファックス番号 096-381-9010
- エ 電子入札システムの操作方法に関すること。
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
 午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 S u m m a r y

- (1) Name and Content of Purchasing
Planned use amount of electric power in two years in
 - A. Equivalent contract of low voltage electricity 510,368(kilowatt-hour)
 - B. Equivalent contract of meter-rate lighting B 989,262(kilowatt-hour)
 - C. Equivalent contract of meter-rate lighting C 697,500(kilowatt-hour)
 - D. Equivalent contract of night-time electricity 6,906(kilowatt-hour)
to be used in buildings that Kumamoto Prefectural Police Headquarters manages
- (2) Date and Place for tender
Date: March 13th, 2025 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Kumamoto Prefectural Police Headquarters, Police Administration Department,
Property Management Division
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8610, Japan
Phone: 096-381-0110 (Ext. 2263)
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

天草不知火海区漁業調整委員会指示第201号

マダイ資源保護のため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和7年（2025年）1月28日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江 口 幸 男

1 指示の内容

宇城市（有明海側を除く。）から熊本県と鹿児島県との境に至る地先海面並びに上天草市、天草市及び天草郡苓北町の地先海面において、全長15センチメートル以下のマダイを採捕してはならない。

2 指示の有効期間

令和7年（2025年）2月1日から令和9年（2027年）1月31日までとする。

天草不知火海区漁業調整委員会指示第202号

しいらづけしいら1そうまき網漁業と釣り漁業等との漁場の使用に関する紛争の防止を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和7年（2025年）1月28日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江 口 幸 男

1 指示の内容

6月1日から11月15日までの間、天草市魚貫町権現山山頂から天草市魚貫町遠見岳山頂を見通した延長線以南の天草海に敷設してあるしいらづけしいら1そうまき網漁業の「つけ」の中心から半径100メートルの区域内での釣りを禁止する。

2 指示の有効期間

令和7年（2025年）2月1日から令和9年（2027年）1月31日までとする。

熊本県警察本部公告第13号

特定調達契約につき随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年（2025年）1月28日

熊本県警察本部長 宮 内 彰 久

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

運転免許申請自動受付機改修業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

熊本県警察本部運転免許課

熊本県菊池郡菊陽町大字辛川2655番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年（2025年）1月7日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

氏名 富士ファイルイメージングシステムズ株式会社

- 住所 東京都品川区西五反田三丁目 6 番 3 0 号
- 5 契約金額
6 5, 9 9 7, 2 5 0 円
(うち消費税及び地方消費税の額 5, 9 9 9, 7 5 0 円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第 1 1 条第 1 項 1 号の規定による。